

保健予防課における個人情報の第三者への誤送信について

標記について、次のとおり個人情報第三者へ誤送信される事案が発生しました。
今後、このようなことがないよう情報管理を徹底し、再発防止に万全を期して参ります。

1 概要

群馬県と前橋市が実施する接待を伴う飲食店にお勤めの方を対象としたPCR検査の申し込みに際し、各店舗に実施案内を送付し、希望者のとりまとめを依頼したところ、検査申込書（様式）に記載した保健予防課のファックス番号に誤りがあり、2店舗から検査申込書（希望者10名分の氏名（カタカナのみ）、性別、年齢、住所地（市町村名のみ）、連絡先（携帯番号）、職種、検査会場にお越しになる際の車種等（車種、色、ナンバー）が記載）が第三者（個人宅）へ誤って送られたもの。

2 端緒及び関係者への対応

- (1) 8月23日、誤送信先の県民が誤送信されたFAX2枚を県庁に持参され、誤記が判明した。
- (2) 同日、2店舗の代表者に電話し、謝罪。誤送信先からFAXを預かった旨を説明し、PCR検査の実施について改めて協力を依頼（検査キャンセルなし）
- (3) 同日、PCR検査の実施案内を送付した全ての店舗を訪問し、お詫びと訂正の文書を配付（ポスティング）。あわせて、全店舗に電話し、連絡が取れた店舗にはFAX番号の訂正と配付文書の確認を依頼。
- (4) 同日、誤送信先の個人宅を訪問し、謝罪。
- (5) 8月24日付けで、2店舗を通じて各申込者に対し文書により謝罪。

3 発生原因

実施案内の内容確認が不十分であり、所属内のチェック体制に不備があったため。

4 再発防止策

文書の作成、施行にあたっては、複数人による内容確認を徹底するとともに、所属内のチェック体制を強化する。